産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年２月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年２月 25 日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

記

１．制定された日本工業規格

地理情報―データ製品仕様　X7131

２．改正された日本工業規格

地理情報―座標による空間参照　X7111

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年２月 25 日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格

コンクリート用語　A0203

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年２月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年２月 25 日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

１．制定された日本工業規格

試験に用いる骨材の縮分方法　A1158

２．改正された日本工業規格

コンクリートのスランプ試験方法　A1101

骨材のふるい分け試験方法　A1102

骨材の微粒分量試験方法　A1103

フレッシュコンクリートの試料採取方法　A1115

フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）　A1116

ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法　A1119

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法　A1122

フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法―空気室圧力方法　A1128

コンクリートの強度試験用供試体の作り方　A1132

骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法　A1137

コンクリートのスランプフロー試験方法　A1150

フレッシュコンクリートの温度測定方法　A1156

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成 26 年２月 25 日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第２号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成26年２月25日

３　終了決定をした理由　資格裁定を受けた全ての者に対して被害回復給付金の特別支給等を行った結果、当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達したため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線3410）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、神戸地方裁判所に提起しなければなりません。

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年２月 25 日　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社冠婚葬祭呉互助会	広島県呉市本通五丁目８番２号	互第6010号	平成26年１月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年２月 25 日　中国経済産業局長　若井　英二